

一般社団法人ワールドスケートジャパン スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://worldskatejapan.or.jp/>

審査項目 通し番	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)中長期基本計画を策定している。】</p> <p>現在、当連盟に所属する11競技団体は各委員会主導に依る独自性の高い活動計画の策定から実行までを実現しているが競技人口には大きな開きがある。スケートボード競技はパリ及びLAでのオリンピックに対応する計画を立案中であるが既に大きく増加した競技人口に依る競技レベルアップが実現されている。</p> <p>(2) 中長期計画の公表；</p> <p>当年度の事業計画はHPでの公表している。ローラースポーツ全体の愛好者増加に繋がる楽しい大会の開催を増やす。尚、スケートボードについては全国の愛好者80万人を目指し(2028年)、長期的な戦略を立案中である。2022年度中に策定する。</p> <p>(3) 外部有識者数名の理事参加により機能的な連盟運営が実現している。コンプライアンス委員会も活動を始め連盟内での法令遵守の意識高揚に寄与している。今後は「ローラースポーツ」全体に対して競技、普及をどのように発展させていくか、案件に対して優先順位をつけ中長期計画を策定する。2022年度内</p>	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)人材の採用及び育成に関する計画を策定している。】</p> <p>(1) オリンピックを機に選手強化を目的に組織の強化を図った。チームコーチからナショナルコーチ及びハイパフォーマンスディレクターの就任、また国際派遣時に必要とされるコーチや帯同スタッフの増員採用を実現した。</p> <p>【審査基準(2)】HPでの公表は無いがスケートボード界の人脈から発掘や推薦された優秀な人材が就任している。</p> <p>【審査基準(3) 育成に関する意見を募っているか】委員会の開催時の議題として各委員、監督やコーチに問いかけて都度実現している。</p> <p>また国内他スケートボード団体との連携で若年層の強化に繋がる活動(大会)を進めている。</p>	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)人材の採用及び育成に関する計画を策定している。】</p> <p>(1) オリンピックを機に選手強化を目的に組織の強化を図った。チームコーチからナショナルコーチ及びハイパフォーマンスディレクターの就任、また国際派遣時に必要とされるコーチや帯同スタッフの増員採用を実現した。</p> <p>【審査基準(2)】HPでの公表は無いがスケートボード界の人脈から発掘や推薦された優秀な人材が就任している。</p> <p>【審査基準(3) 育成に関する意見を募っているか】委員会の開催時の議題として各委員、監督やコーチに問いかけて都度実現している。</p> <p>また国内他スケートボード団体との連携で若年層の強化に繋がる活動(大会)を進めている。</p>	令和4年度活動予算書

4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。】 今年度には全理事19名の内、外部理事(有識者)が6名(スポーツドクター、弁護士、税理士、会計士ほか)を実現し大きく改善した。 【審査基準(2)】女性理事は現在3名就任している。圧倒的に男子の多い競技の為OGが少ない為外部からの採用を進めている。将来的には現在の女性コーチや帯同スタッフからの理事就任も検討している。	役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟では評議員設置がないため、本審査項目は適用されない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)アスリート委員会の設置の実現が遅れている。】 1) 本年度の新体制の発足に伴いアスリート委員会も議論されてきた。Athlete Firstの意識徹底を計る為にも早期の実現を目指す。 【審査基準(2)】アスリート委員会は現在未成立である 委員会規程を採択する。2022年度内 【審査基準(3)】アスリート委員会規程第4条2項のとおり、理事が委員長を務めその意見を理事会に反映して行く。	役員名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。】 理事会は各競技委員会委員長、地方組織連盟メンバー、外部理事で成り立っており、適正な規模を保っている。 理事会規模 理事19名 監事2名(2022年度) メンバーは6カ月に1回以上の実務者会議で競技ごとの活動と今後の予定について報告し、競技間の情報共有、懸案事項の検討を実施し実効性を高めている。執行理事会は都度開催され各種の課題やテーマに対応している。	役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【(1)理事の就任時の年齢に制限を設けている。】 今年度は多くの理事が新たに就任し新陳代謝は進んでいる。ただし若い人の人材は不足しているので引き続き外部理事の採用を増やす事やシニア—選手からの理事就任の働きかけを始める	役員選任規定

9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を設けている。】 今年度に於いては再任理事が大きく減少し若返りが大きく実現した。しかし一部(女性役員)は人材不足の為大きな変化は実現出来ていない。 役員選任規程及び定款の変更を2022年度内に予定。	役員名簿
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 ・NPO法人から一般社団法人化して(平成29年から、3年であり、激変緩和措置は適用されない。	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。】 令和3年度に外部メンバーに依る理事選任委員会を発足し新年度の理事を選考した結果、バランスの改善された理事の選任が実施出来た。10年以上の再任理事の減少が進んだ。	役員名簿
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備している。】 倫理規程、行動規程等で法令遵守についての規程を整備し、連盟ホームページにて開示している。今後、組織運営等に必要の規程の内容の見直し及び追加して作成する予定である。2022年度中に見直し、追加をおこなう。(一部ドラフトは作成中)	行動規範規定 事務局規程 日本代表選手の行動規範 倫理規定
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。】 定款をはじめ、競技者登録規程、社員総会規程、理事会規程、競技委員会規程、事務局規程等、法人の運営に必要な一般的な規程を整備し、HPで開示している。今後、組織運営等に必要の規程の内容の見直し及び追加して作成する予定である。2022年度中に見直し、追加をおこなう。(一部ドラフトは作成中)	加盟団体規定 行動規範規定 事務局規程 倫理規定 競技委員会規程 競技者登録規程 慶弔規程 諸謝金規程 日本代表及び強化選手規程 旅費規程

13	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)法人の業務に関する規程を整備している】 情報公開規程、個人情報保護規程等、法人の運営に必要な一般的な規程を整備し、HPで開示している。今後、通報制度、リスク管理等の規程は中長期基本計画の基本方針に沿い、整備していく。(2023年10月目標)	情報公開規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1) 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。】 役員報酬等規程等必要な規程の作成を行う。2022年度末迄。なお、役員への報酬は支払っていない。	
15	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)法人の財産に関する規程を整備している。】 財産運用管理規程、寄附金等取扱規程を策定中。(2022年度末までを目標) 今後、組織運営等に必要の規程の見直しは適宜行っていく。	
16	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)財政的基盤を整えるための規程を整備している。】 スポンサーとのパートナーシップ制度や「後援・協賛・主催の名義使用に関する規則」等を策定し、運用していく。 2022年度末を目標とする。	
17	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。】 代表選手選考規程、日本代表及び強化選手規程を2021年6月に策定した。 ただ、選考規程に関して各競技委員会の実情に大きな違いがある為統一した規定でなく、実情に沿った内容になる。(2023.12月までを目標) 【審査基準(2)選手の権利保護に関する規程を整備している。】 選手の権利保護規程を2021年6月に策定した。 【審査基準(3)選手選考に関する規程(選考基準及び選考過程)の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施している。】 上記(1)を実施する際に作成者の選定を公平かつ合理的に実施する。 選手選考に関する規定は2022年1月に作成し当連盟ホームページにて公開した。	日本代表及び強化選手規程 代表選手(国際大会派遣選手)選考規定 選手の権利保護規程
18	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。】 審判員規定を策定中である(2023年10月までを目標)。 連盟の規定をもとに各競技ごとの審判員規定を作成する(2023.12月までを目標)	
19	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	【審査基準(1)規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認している。】 2022年5月から弁護士及び公認会計士を外部理事として選任し、また、コンプライアンス委員会において弁護士に業務を嘱託している。 【審査基準(2)役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。】 役員に、弁護士及び公認会計士を選任したので十分な法的及び会計的相談が出来る体制を整えた。	役員名簿

20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準(1)コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。】 コンプライアンス委員会を2020年に設置し、2022年度からは、月に1回とわず機動的に委員会を開催し問題に対処している。 【審査基準(2)コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。】 コンプライアンス委員会規程を策定し、規程内にて役割、権限、職務を明文化し委員会を運営している。(2021年6月制定) 【審査基準(3)コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している。】 2022年度においては、女性委員を選任できなかったが2023年度中には女性委員を選任する予定である。	コンプライアンス委員会規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準(1)コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置している。】 これまでのコンプライアンス委員会のメンバーに専門家がおらず活動も不十分であったことから、2022年度においてコンプライアンス委員会を刷新し弁護士、税理士の専門家を委員として選任した。	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。】 役職員向けには、コンプライアンス教育は実施できていない。今後、理事会、社員総会時に専門家によるコンプライアンス教育・研修という時間を設け、実施していく。(教育・研修計画書を作成(2023年6月目標))	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)NFが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。】 選手へのコンプライアンス教育は実施できていない。今後、大会開催時や選手合宿時等にコンプライアンス教育・研修という時間を設け、実施していく。(教育・研修計画書を作成(2023年3月目標)) アンチドーピングに関してなどの学習(eラーニング)をするように各競技団体などに通知している。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)NFが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。】 9種目の競技団体が加盟しているため、全競技の審判員に対するコンプライアンス教育・研修を実施することはできていない。今後、各競技委員会、都道府県連などとも協議をしてコンプライアンス教育・研修という時間を設け、実施していく。(教育・研修計画書を作成(2023年10月目標))	

25	[原則6] 法律、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。】 2022年度から弁護士等の専門家が外部理事となったことから常時サポートを受ける体制を構築したことから、専門家のサポートが必要となる案件は、常時サポートを受け、検証も行える体制となった。 【審査基準(2)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。】 2022年度から弁護士・会計士の専門家が外部理事となったことから日常的にサポートを受ける体制を構築した。また、社会保険労務士のサポートを受ける体制となった。	役員名簿
26	[原則6] 法律、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準(1)経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。】 経費・財産管理に関しての規程は整備されていないが、経費処理に関して会計事務所と契約をし、税務、会計の適正処理のアドバイスを受けている。また、外部理事の公認会計士からもサポートを受けている。 (経理および財務に関しては、事務局規程第5章に記載されているが、業務フローおよび規程について見直し、策定中である。2023年10月までに策定を目標) 【審査基準(2)各種法人法(一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。】 現在は会社経営者を実務経験から適正として考え選任している。 【審査基準(3)各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。】 年1回の総会の際に会計監査、結果報告を行っているが、事業報告及びその附属明細書の監査報告書の作成をおこなっていなかった。2021年3月決算時より、事業報告及びその附属明細書の監査報告書も作成する。	役員名簿 事務局規程
27	[原則6] 法律、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金、助成金等に関しては、要綱などの定めに沿って適正に処理している。また、法令、ガイドライン等の遵守が確実にできるよう、毎回説明会に出席、内容の確認を行い手続きを行っている。倫理規程により法令、ガイドライン等を遵守として明記されている。 また、振興くじ助成金について、当該実施要領を遵守して適正に処理している。	倫理規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。】 財務情報等については、法令に基づき、広く開示内容を閲覧できるように、平成29年度より連盟ホームページにより行っている。	情報公開規程 令和3年度活動計算書 令和3年度財産目録 令和3年度貸借対照表 令和4年度活動予算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国際大会参加選手基準は選考大会前に要項とともに各クラブに連絡、ホームページ上にも公開している。 代表選手選考規程、日本代表及び強化選手規程を2021年6月に策定した。 ただ、選考規定に関して各競技委員会の実情に合致していないという指摘もあることから改訂する予定である(2023.10までを目標)	代表選手(国際大会派遣選手)選考規定

30	<p>[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。</p>	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること</p>	<p>【審査基準(1)ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。】 ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等については、自己説明シートを毎年10月中旬に連盟ホームページにて開示していく。 当連盟の規程は、全て連盟ホームページにて開示している。 今後も、不足分、追加分については随時、ホームページ上に開示していく。</p>	
31	<p>[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである</p>	<p>(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること</p>	<p>【審査基準(1)重要な契約については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。】 重要な規約については連盟役員だけでなく、弁護士等に内容の確認を依頼し、慎重に検証を行っている。 【審査基準(2)利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。】 利益相反が生じないよう、定款第31条および倫理規定第5条2項に定められている。 利益相反ポリシーおよび利益相反防止に関する規程もあわせて策定中(2023年度中の理事会にて承認予定)。</p>	ワールドスケートジャパン定款倫理規定
32	<p>[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである</p>	<p>(2) 利益相反ポリシーを作成すること</p>	<p>【審査基準(1)利益相反ポリシーを作成している。】 倫理規定第5条2項に遵守事項を定めているが、利益相反ポリシーとしては、作成していない。利益相反ポリシーを策定中(2023年度の理事会にて承認予定)。</p>	
33	<p>[原則9] 通報制度を構築すべきである</p>	<p>(1) 通報制度を設けること</p>	<p>【審査基準(1) 通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。】 通報窓口を設置し、ホームページ上に開示している。 【審査基準(2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。】 ホームページ上に開示している通報窓口の説明に守秘義務を明記している。 【審査基準(3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。】 情報の取り扱いについての規定の準備を進めている。2023年7月目標。 【審査基準(4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。】 相談者の権利保護についての規定の準備を進めている。2023年7月目標。 【審査基準(5) 研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。】 これまで研修等は実施していないが、今後の中長期計画の中で計画を策定し、意識付けを徹底する。(2023年10月目標)</p>	

34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1) 通報制度の運用体制を、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備している。】 コンプライアンス委員会が弁護士、公認会計士等により組織されたため体制が整った。今後調査機関メンバー、運営形態等、具体的な内容を定め整備していく(2023年10月までを目標)。	コンプライアンス委員会規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準(1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。】 懲罰規程を策定し、当連盟ホームページにて公開している。 【審査基準(2)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。】 懲罰規程を策定し、当連盟ホームページ上にて公開している。 【審査基準(3)処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けることを規程等に定めている。】 不服申立規程内に処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けることを盛り込んだものを作成し、当連盟ホームページに公開している。 【審査基準(4)処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。】 懲罰規程に告知の旨を盛り込み策定した。	懲戒規程 選手等の不服申立規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準(1) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。】 コンプライアンス委員会、および執行理事会での決議に基づいて処分を行うことを原則としている。 2022年度より、コンプライアンス委員会は弁護士などの外部理事を中心に組織されたことから、中立性・専門性を有した体制が確立した。	懲戒規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準(1)NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。】 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項は採択しているが未登録である。 日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択についてのQ&Aにもとづき登録を進める。 2023年6月までに登録する。 【審査基準(2)自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。】 日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択についてのQ&Aにもとづき、自動応諾条項が適応される範囲を検討し登録を進める。(2023年6月までを目標) 【審査基準(3)申立期間について合理的ではない制限を設けていない。】 選手等の不服申立規程を策定した(2021.4月)。規定内に自動応諾条項を盛り込み公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択に登録を行う。(2023年6月までを目標)	懲戒規程 選手等の不服申立規程

38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準(1)スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。】 懲戒規程を策定し、当連盟ホームページにて公開している 懲戒規程内にスポーツ仲裁の利用が可能であることを明記し、また処分通知書にもスポーツ仲裁の利用が可能であることを明記する。	懲戒規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)危機管理体制を構築している。】 事案発生時の連絡体制等の体制が構築されていない。2022年12月を目標に構築する。 【審査基準(2)危機管理マニュアルを策定している。】 自然災害等に対する危機管理マニュアルの作成はされているが、不祥事発生時の危機管理マニュアルが作成されていない。2023年10月を目標に作成する。 【審査基準(3)危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。】 危機管理マニュアル内にはフロー図が作成されている(63_危機管理マニュアルP16~P18)が、不祥事対応については作成されていない。2023年10月を目標に作成する。 【審査基準(4)危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。】 外部調査委員会設置の体制構築と合わせ、不祥事対応マニュアル内に外部調査委員会の設置に関するフローを策定する。あわせて、外部調査委員会設置のガイドラインも策定する。(2023年10月を目標)	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築し対応している。】 過去4年間において、不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。 今後の対応策として再発防止策の提言を得、検討するための調査体制を速やかに構築可能な仕組みを作る(2023年10月までを目標)。 ただ、弁護士などの専門家が、外部理事、コンプライアンス委員であることから対応は事実上可能な体制となっている。	役員名簿
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会には、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成している。】 過去4年間において、不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。 今後の対応策として再発防止策の提言を得、検討するための調査体制を速やかに構築可能な仕組みを作る(2023年10月までを目標)	

42	<p>〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>【審査基準(1)加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。】 加盟団体規定により、加盟に関する条件等は整備されているが、権限関係等が明確にされていない。2024年5月を目標に権限関係を明文化する。 【審査基準(2)地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。】 都道府県連盟等に対しては、理事会・総会開催時に説明会を行い啓蒙を行っている。今後も継続的に、総会や理事会およびオンラインを活用して、啓蒙活動を続継続する。 【審査基準(3)地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っている。】 今後、組織内にガバナンス委員会を設置し、都道府県連に対しガバナンスの指導、啓蒙を定期的に行える体制を構築し、地方組織のガバナンス維持に必要な情報を提供していく。 (2023年12月までを目標)</p>	<p>役員名簿 加盟団体規定 団体組織図</p>
43	<p>〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>【審査基準(1)地方組織等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。】 都道府県連盟等に対しては、理事会・総会開催時に説明会を行い啓蒙を行っている。 2020.11月の理事会において、「ガバナンスとはなにか、必要性」をテーマに説明会を開催した。 今後、組織内にガバナンス委員会を設置し、都道府県連に対しガバナンスの指導、啓蒙を定期的に行える体制を構築し、地方組織のガバナンス維持に必要な情報を提供していく。 (2023年10月までを目標)</p>	